

平成23年3月22日

お客さま各位

岡崎信用金庫

暴力団排除条項の導入についてのお知らせ

当金庫では、平成19年6月に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、反社会的勢力との関係遮断、関係解消のため、平成22年4月1日より「信用金庫取引約定書」「金銭消費貸借証書」など融資取引の契約書や、普通預金規定、当座勘定規定、定期性預金規定、貸金庫規定、夜間金庫規定等において暴力団排除条項を導入いたしました。

「暴力団排除条項」とは、お客様が暴力団等の反社会的勢力に現在および将来にわたっても該当しないこと、また、暴力的な要求行為等をしないことを表明・確約していただき、取引開始後に上記の表明・確約に違反したことが判明した場合には、当金庫の判断によりお取引を停止または契約を解除させていただくことを定めた条項です。

岡崎信用金庫では、新たに当金庫とお取引される場合に、お客さまが「反社会的勢力でないことの表明・確約」をお願いいたします。

本表明・確約をいただけない場合は、お取引をお断りいたします。

当金庫では、今後も反社会的勢力との関係遮断に努めてまいりますので、お客さまにはお手数をおかけいたしますが、何卒、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以 上

【ご照会・ご相談窓口】

電話番号： 岡崎信用金庫 リスク管理部 (0564-25-7178)

受付時間： 平日9:00～17:00 (休業日を除く)